

○甲斐市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和3年3月11日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における少子化対策を推進することを目的として、婚姻を機に新たに住宅を取得し、若しくは賃借し、又は引越した新婚世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 婚姻日 対象期間に婚姻届を提出し、受理された日をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに市内に住宅を取得（婚姻日前の住宅の取得で婚姻日から起算して1年以内のものを含む。）し、又は賃借するために要した費用のうち、当該住宅に係る取得費（建物の購入費に限る。）、賃料（夫婦が同居を始めた月以後の2月分に限る。）、敷金、礼金、共益費（夫婦が同居を始めた月以後の2月分に限る。）及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住居手当が支給されているときは、住居手当分に相当する費用を除く。
- (4) 引越費用 婚姻を機とした引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) リフォーム費用 婚姻を機に新たに住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等（以下この号において「住宅の改修」という。）（婚姻日前の住宅の改修で婚姻日から起算して1年以内に実施したものを含む。）の工事費用をいう。

- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯のうち、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得額（所得証明書をもとに、前年の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満（貸与型奨学金を返済している場合は、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満）であること。
- (3) 対象となる住居が市内にあり、かつ、申請時に夫婦の双方が当該住居の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 申請時において、夫婦のいずれもが次に掲げる講座等（市長が認めるものに限る。）のいずれかを受講し、又は実施していること。
 - ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験及び子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去に夫婦のいずれもが新規に婚姻した世帯を対象にした住居費及び引越費用等に係る補助金の交付（他の市区町村による交付を含む。）を受けたことがないこと。
ただし、この告示による補助金の交付を受けた夫婦であって、補助金の交付を受けた年度内に、補助限度額から既に交付を受けた額を差し引いた額の範囲内で補助を受ける場合は、この限りでない。
- (7) 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。
- (8) 夫婦のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払った住居費、引越費用及びリフォーム費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（補助対象経費から当該経費に対する他の補助金等（勤務先からの手当を含む。）を控除した額をいう。）に相当する額とし、30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 貸与型奨学金を返済している場合は、貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済が確認できる書類
- (4) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (5) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃借の場合）
- (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃借の場合）
- (7) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (8) 物件のリフォームに係る契約書又はこれに代わる書類の写し及び領収書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市が保有する公簿により確認できるものについては、申請者及び配偶者の同意に基づきその公簿を確認することにより、書類の添付を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正

と認めたときは、甲斐市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、甲斐市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合、当該請求者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、第7条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第80号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月29日告示第151号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の甲斐市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年5月28日告示第179号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の甲斐市結婚新生活支援補助

金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和8年8月12日告示第242号）

この告示は、公布の日から施行する。